

育成会 会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、日本ボーイスカウト横浜第74団育成会と称する。

第2条 (本 部)

本団の団本部を横浜市に置く。

第3条 (目 的)

本団は、財団法人ボーイスカウト日本連盟の定める教育規程の精神に則り、日本ボーイスカウト横浜第74団（以下、団）の活動を支援し、スカウトの健全な育成を後援することを目的とする。

第4条 (会 員)

本会の会員は、正会員と賛助会員とする。

- (1) 正会員 団に所属する隊の隊員の保護者すべてとする。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、継続して後援するもの。

第5条 (事 業)

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 団の育成ならびに支援。
- (2) 目的達成のための事業。

第2章 役員会

第6条 (役 員)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 若干名
- (5) 監査役 1名

第7条 (選任及び任期)

役員は、総会において会員の互選によって選任する。

- 2 役員任期は1年とするが、再任はこれを妨げない。
- 3 任期途中で交代した場合の任期は、当該年度の任期満了までとする。

第8条 (役 務)

役員は、団の運営を支援するため、以下の役務を行う。

- (1) 団運営に関する活動費用の補助について責任をもつ。
- (2) 団委員会を通じて団運営を支援する。

- (3) 事業計画に沿った本会事業の実施についての責任をもつ。

第3章 総会（総会）

第9条（総会）

本会は、年度更新後、速やかに総会を開催して第10条に規定する事項について議決する。

- 2 総会は、本会会員をもって構成し、出席者をもって成立するものとする。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。但し、可否同数の場合は議決を議長に一任する。
- 4 会長は、役員会の決議を経て、臨時総会を開催することができる。

第10条（議決事項）

総会は以下の事項について議決するものとする。

- (1) 会則並びに細則の変更。
- (2) 事業報告及び収支決算。
- (3) 事業計画（案）及び収支計画（案）。
- (4) 育成会役員及び団委員の選任。
- (5) その他の事項。

第4章 財務

第11条（収入）

本会は、次の収入をもって維持する。

- (1) 育成会費。
- (2) 事業収入。
- (3) その他の収入。

第12条（支出）

本会は、本会の目的を達成するため、次の事項について支出する。

- (1) 団への助成金。
- (2) 各隊指導者への補助金。
- (3) 本会の事業経費。
- (4) その他役員会において必要と認めたもの。

第13条（会計年度）

本団の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日までの1年とし、監事の監査を経て年次総会において報告するものとする。

第14条（会費）

会費は、育成会細則に定めた会費を家族単位に徴収する。

第15条（慶弔費）

慶弔費は、会員を対象として支出する。緊急を要する場合は、慶弔金並びに慶弔に関する事項については会長に一任する。

第5章 入退会

第16条 (入 会)

本会への入会は、隊員の入団または会長に加入申込用紙を提出した時点をもって入会とする。

第17条 (退 会)

本会を退会する場合は、会長に退会届を提出しなければならない。

第6章 付 則

第18条 (会則の改定)

会則は、総会出席者の過半数の賛成を得て改定できるものとする。

第19条 (運 用)

本会則に規定されていない事項については、次の規約に沿って運用するものとする。

- (1) 総会において議決が必要と判断された事項については細則を定め、これをもって運用する。
- (2) 総会において議決が必要とされない事項については運用規定を定め、これをもって運用する。
- (3) これ以外の事項については、適宜役員会で判断した上で運用する。

第20条 (施 行)

本会則は、平成12年10月10日より施行する。

育成会運用規程

ボーイスカウト横浜第74団育成会会則第6章付則第19条（運用）第2項の規定に基づき、育成会運用規程を次の通り定める。

第7章 活動の目的

第21条 （本会の活動）

本会は、日本ボーイスカウト横浜第74団（以下「団」という。）の団活動を維持並びに支援することを目的とし、会員のスカウト活動並びに団活動への理解を深めることに努める。

2 本会は、本会活動を維持することを目的とし、バザー等の催し（以下、「催し」という。）に積極的に参加して活動資金を蓄積し、団活動の支援要請に即応できるように努めることとする。

3 会員は、催しの準備並びに実行に積極的に関与し、育成会並びに団の維持に努めるものとする。

4 本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とし、催し等の活動に併せて親睦会を催すこととする。

第22条 （スカウト活動並びに団活動への理解）

本会は、会員のスカウト活動への理解を深めることを目的とし、指導者講習会等のスカウト活動に関する各種講習会（以下、「講習会等」という。）を受講するために会員を派遣することとする。

2 本会は、会員の参加意欲の向上を目的とし、会員が講習会へ参加する場合は参加費等を支出することとする。

第8章 活動の範囲

第23条 （団活動の支援要請）

本会は、役員会の判断によって団委員会からの団活動に関する以下の支援要請に応じる。

- (1) 指導者の講習会等への参加費等。
- (2) 団活動費。
- (3) 団活動並びに団指導者の補助（以下、「団活動等」という。）。

第24条 （参加費等）

参加費等は、以下の支出項目を指すこととする。

- (1) 当該会合の参加費。

(2) 県外で開催される講習会等への交通費、宿泊費。

第25条 (団活動等の補助)

団活動等は、本会の役員が会員の応諾を得た上で会員を団に派遣する。

2 継続的な団活動等は、会員に協力を要請する。

第9章 会 費

第26条 (育成会会費の徴収)

正会員の会費は、団費の徴収と同様の運用規則に則って徴収する。

2 賛助会員の会費は月割計算で徴収することとする。但し、徴収方法については適宜決めることとする。

第10章 改 定

第27条 (改 定)

本規程は、本会役員会で審議の上で改定し、施行することとする。

2 本規定の改定内容については、役員会は総会で報告する義務を負うものとする。

3 本規定の改定内容について総会で疑義が唱えられた場合は、総会において新たに会則あるいは規定の改定を審議することとする。但し、本規定に沿った当該時点までの運用については不問に付すものとする。

第11章 付 則

第28条 (施 行)

本運用規定は、平成12年10月10日より施行する。

育成会細則

ボーイスカウト横浜第74団育成会会則第6章付則第19条（運用）第1項の規定に基づき、育成会細則を次の通り定める。

第29条（会費）

本会の会費は、次のように定める。

- （1）正会員は、月額400円とする。
- （2）賛助会員は、年額1,000円とする。

第30条（施行）

本細則は、平成12年10月10日より施行する。